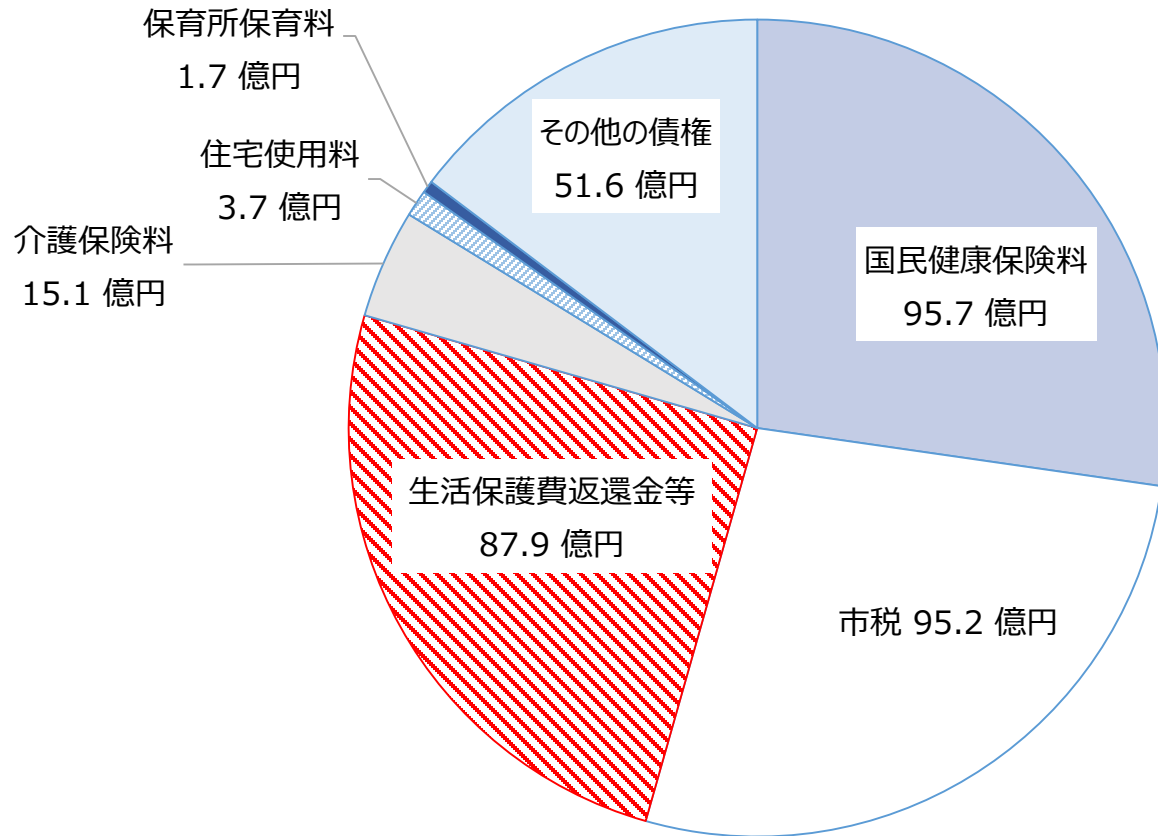


### 議題 3 債権回収の取組について

# 令和3年度 生活保護費返還金等の状況



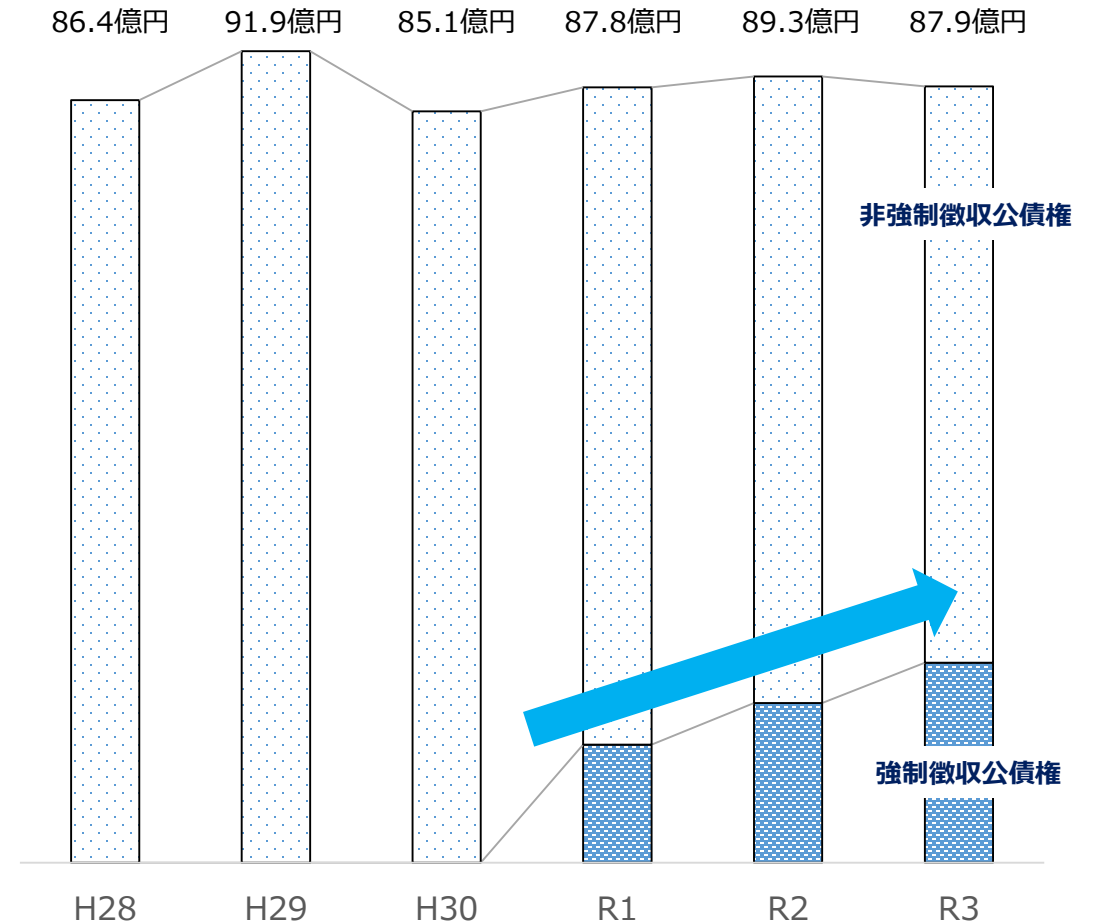
生活保護費返還金等については、令和3年度決算見込みで未収金残高が約**87.9億円**となり、大阪市全体の未収債権の約**25%**を占めている

\* 第28回 大阪市債権回収対策会議資料より抜粋  
「主要債権別の状況 (令和3年度決算見込)」

# 生活保護費返還金等未収金の分析

- 生活保護費返還金等の未収金残高の推移は横ばいで、長期的には微減の傾向にある
- 生活保護法改正に伴い、非強制徴収公債権から、強制徴収公債権に大半が置き換わる見込み
- 強制徴収公債権には地方自治体が直接債務者の財産を差押することができる自力執行権が認められている

生活保護費返還金等の未収金の推移



	適用期間	内容
法第63条 返還金	～H30.9	すべて 非強制徴収公債権
	H30.10～	実施機関の責めによる 非強制徴収公債権
	H30.10～	実施機関の責めはなし 強制徴収公債権
法第78条 徴収金	～H26.6	すべて 非強制徴収公債権
	H26.7～	すべて 強制徴収公債権

# 削減に向けた区と局の役割分担

- 保護受給中の債権29.1億円は、区役所担当ケースワーカーが中心となり、確実な納付を促す
- 保護廃止の債権のうち、強制徴収公債権13.7億円は、局で財産調査を実施し、差押え等を実施する

## 保護廃止強制 = 福祉局

- ・滞納処分の実施

保護廃止：強制  
13.7億円/15.6%

保護受給中  
29.1億円/33.1%

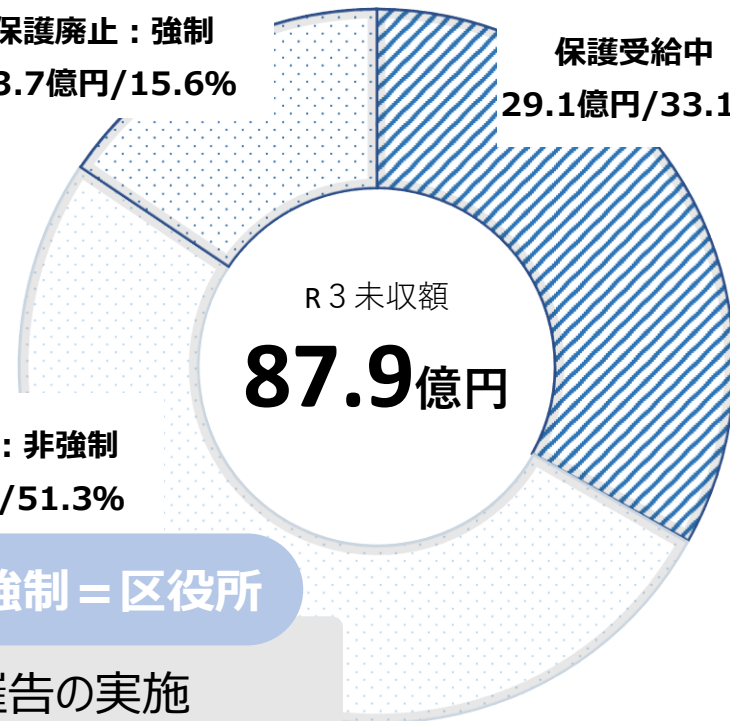
## 保護受給中 = 区役所

- ・納付指導（申出徴収の徹底）

保護廃止：非強制  
45.1億円/51.3%

## 保護廃止非強制 = 区役所

- ・督促、催告の実施



# 債権回収の取組について

## 福祉局

- ・ 研修等を通じ、区役所の生活保護経理担当職員やケースワーカーに適切な債権管理を周知していく
- ・ 保護廃止後の債権（強制徴収公債権）のうち滞納があるものについて、区役所からの依頼により、財産調査等を実施し、可能な場合は滞納処分等を実施している。令和5年度から財産調査等の体制を強化しさらに取り組む

## 区役所

- ・ 令和4年度下半期は、保護受給中で申出徴収が可能な債権を対象に、各区の実情に応じた取組目標を設定し、組織的に債権回収に取り組んでいる。なお、取組目標は次のとおり。

- 対象債権の目標徴収率を設定（10区）徴収率は、法第63条は84～94%、法第78条は51～91%
- 対象債権のうち申出徴収の割合を設定（10区）申出徴収が可能な債権のうち、60～95%申出徴収を実施
- その他、申出徴収の件数を前年度比20%増や、新規で発生する分納債権の70%を申出徴収を実施する など

- ・ 令和5年度以降は、統一した目標を設定し、全市的に取り組んでいく。